

## 修了証の「再交付」又は「書替え」に必要なもの

再交付又は書替えの申込みに必要なもの（提出するもの）は、以下のとおりです。

### 【「再交付」と「書替え」に共通して必要なもの】

- (1) 申込書
- (2) 写真（免許証用：3.0 cm×2.4 cm、カラー又は白黒） 1枚  
⇒新しい「修了証」に貼付するために必要です。  
※「岩手県高性能林業機械オペレーター認定証」、「林業架線講習修了証」は不要
- (3) 自動車運転免許証のコピー（表面と裏面）  
⇒現住所を確認するために必要です。  
⇒自動車運転免許証の住所と現住所が異なる場合は、「住民票」を提出してください。
- (4) 郵便切手 434円分（R6.9.30まで）、460円分（R6.10.1から）※1  
※1 社会情勢（郵便料金の変更）により金額の変更があります。  
⇒新しい「修了証」を「簡易書留」で郵送するための切手代です。  
※2 以下の認定証及び修了証は普通郵便での郵送となりますので、郵便切手代が異なります。
  - ・「岩手県高性能林業機械オペレーター認定証」  
→ 120円（R6.9.30まで）、140円（R6.10.1から）※1
  - ・「林業架線講習修了証」  
→ 84円（R6.9.30まで）、110円（R6.10.1から）※1

### 【「書替え」の場合に、さらに必要なもの】

「書替え」とは、現在所有している修了証に記載された氏名を変更したときに、新たな氏名に書き替えた修了証の交付を受けるための手続きです。

その場合、上記の(1)～(4)に加えて、現在所有している修了証と次の書類を同封してください。

- (1) 個人事項証明（戸籍抄本）  
⇒「自動車運転免許証」に現在の「姓名」が記載されている場合でも、「個人事項証明（戸籍抄本）」の提出が必要です。

### 【旧姓又は通称の併記を希望される方】

令和3年4月1日より、希望があった場合は、修了証へ旧姓を使用した氏名又は通称を併記できることとなりました。併記を希望される方は、希望する氏名が記載された以下のいずれかの書類を提出して下さい。

- (1) 旧姓を使用した氏名の場合  
戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票又は自動車運転免許証等
- (2) 通称の場合  
住民票又はそれに類する証明書